会	長	会長代理	事務局長	係	長	主	查	係	員

# 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月6日(木)午後2時

2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」 2階

3. 出席委員 (18名)

農業委員 (8名)

会長 8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

4番 福江 晋

5番 川﨑 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

簗 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (推進委員1名)

久我 定幸

## 4. 議事日程

議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第72号 農地法第4条第1項第8号の規定による証明願について

議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画の決定について

# 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石﨑 志朗

## 6. 会議の概要

発言者	内容					
議長	皆さん明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたし					
	ます。ただ今から第19回総会を開会いたします。					
	本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達					
	おりますので、総会は成立しております。					
	今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員さんと1番の澤山委員					
	よろしくお願いします。					
	さっそく審議に入りたいと思います。					
	本日の提出議案は、議案第71号4件、議案第72号1件、議案第7					
	号1件となっています。					
	それでは議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請審議につい					
	て、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めま					
	す。					
	お諮りします。次の議案第71号1番と2番は関連がありますので、一					
	括して審議することについて、ご異議ございませんか。					
	(異議なし)					
議長	異議なしと認めます。それでは、一括して事務局の説明を求めます。					
事務局	(議案説明)					
	なお、各々の譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農					
	地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考					
	えます。					

議長

事務局の説明が終わりましたので、1番について調査された山口農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。

山口委員

どちらも見ましたが1番の方を報告します。1番の譲受人の持っておられる畑の向かい側の土地の取得となるので利便性がよいという事と、交換する元の農地より面積も少し増えるため作業性も上がったという事で喜んでおられました。

木村推進 委員 特に問題はないと思います。

議長

1番の調査報告が終わりました。続きまして2番について調査された、 辻農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。

计委員

私の担当は2番になりますが、1番の関連という事で山口委員に時間調整をしていただいて調査をさせていただきました。12月29日に私と山口委員、木村推進委員に加えて申請人双方立ち合いの中で現地確認をしました。交換する農地の面積や立地条件は違うわけですが、2番の譲受人は交換して取得する農地の横のハウスで苺を栽培されておりまして、今回取得する農地に苗床のハウスを拡張したいという考えを以前から持っておられたということです。自分のハウスの横となりますので、利便性を考えて、面積は少し減るけれどもこれで手続きをさせていただきたいという事でした。以上です。

木村推進 委員 私も問題はないと思います。

議長

2番の調査報告が終わりました。それでは議案第71号1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。

議案第71号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

#### (挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。

続きまして、議案第71号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、2番は原案どおり認められました。

続きまして、議案第71号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された川﨑農業委員及び松本推 進委員から調査報告をお願いします。

川﨑委員

4日に松本推進委員さんと一緒に現地確認に行ってきました。申請人双 方については電話連絡をして確認をいたしました。申請地の先の農地は 前々年度くらいに譲受人が取得された農地ですが、基盤整備して防風林も きれいにしてあって、玉ねぎを適切に生産されております。今回の申請地 でも玉ねぎを作るということで報告を受けています。

松本推進 委員 一緒に現地確認をしてきました。川崎委員の報告されたとおりで補足ありません。

議長

調査報告が終わりました。それでは議案第71号3番について、ご異議 ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。議案第71号3番について許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、3番は原案どおり認められました。

続きまして、議案第71号4番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法 第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え ます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された山口農業委員及び木村推 進委員から調査報告をお願いします。

山口委員

12月29日に、申請人双方と私と木村推進委員と一緒に現地の方でお話をしてまいりました。譲渡人の方に、このいい土地にしては値段が安くないですか、大丈夫ですかとお尋ねしたんですが、米価が本当に下がったことと、農業廃止という形を取られているので、農地を子ども達に残すことが、子ども達の負担になるんじゃないかと思って決断したという事です。近くの耕作者にも声はかけてみたけど、いい返事はもらえなかったから、譲受人に購入をお願いしたということです。譲受人には、何を作られますかとお尋ねしましたけど、最初は米やろうねという事でお答えをされています。

木村推進 委員 一緒に現地確認に行きました。問題ないと思います。

議長

調査報告が終わりました。それでは議案第71号4番について、ご異議 ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。議案第71号4番について、許可相

当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、4番は原案どおり認められました。

続いて議案第72号、農地法第4条第1項第8号の規定による証明願い について、別紙関係人より証明願いを受理したので、協議並びに意見を求 めます。それでは1番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

申請面積が200㎡未満の農業施設となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推 進委員からから調査報告をお願いします。

福江委員

12月25日土曜日に内田推進委員と私と2人で、後で申請人の方も来られましたが、現地を見てきました。現地は造成してあって、水路部分以外はほぼ真四角になっております。今回、水路を移し替えれば今後ハウスを増設する際に邪魔にならないという事です。

内田推進 委員 水路を替えるという事なので、申請人と私とで下流の地権者に同意をもらっています。

議長

調査報告が終わりました。

それでは議案第72号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。議案第72号1番について、許可相

当であると判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は許可相当と認め証明 書を発行します。

続きまして、議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。

それでは議案第73号1番について事務局の説明を求めます。

事務局

(議案説明)

以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業 経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び木村推進 委員から調査報告をお願いします。

辻委員

12月29日に申請人双方と私と木村推進委員で現地調査確認をさせていただきましたが、貸し手の方は約束の時間より早く出かける用事ができたという事で、電話での確認となりました。問題ないという事で、賃借料はありませんけどとお尋ねしたら、みかんを少し分けてもらって、荒らさなければよいという事でした。現地は不知火を栽培されていまして、貸し手の方が高齢でもう作れないという理由でもありますし、貸し手の方の家の周りなので、若い人で作ってくれる人がいれば、もう任せたいという事でありました。賃借料については借り手の方にも確認しましたが、貸し手の方の家の前に袋掛けしてある木が1本ありまして、その分と言われておりますという事でした。問題ないと判断しました。

木村推進 委員 次の日、貸し手の方の家に行って話を聞きましたけれども、先程言われ たとおりで、高齢で作れないから作ってもらうという事で、問題ないと思 います。

議長

調査報告が終わりました。それでは、1番について、ご異議ご意見ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、議決を取ります。議案第73号1番について、報告内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

挙手多数と確認いたしました。したがって、1番は原案どおり認められました。

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他 の件についてご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして太良町農業委員会第19 回総会を閉会いたします。

委員の皆様方には、熱心にご審議いただきありがとうございました。お つかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 1 月 6 日

会 長 秀島克博

議事録署名者 水 田 武次郎

議事録署名者 澤山直人